

報告 第 1 1 号  
令和 7 年 1 月 25 日

代理行為の承認について

付議事件に関する意見聴取について、教育長に対する事務委任規則（昭和 31 年教委規則第 4 号）第 3 条第 1 項の規定により次のとおり代理したので、同条第 2 項の規定により報告し承認を求める。

府中町教育委員会教育長

（別紙）

府教委総発第2851号  
令和7年10月30日

府中町長 寺尾 光司 様  
(総務課行政係)

府中町教育委員会

付議事件に関する意見聴取について (回答)

令和7年第4回府中町議会臨時会に提出することについては、同意します。

付議事件

- 1) 第50号議案 (令和7年度府中町一般会計補正予算 (第4号))
- 2) 第51号議案 (府中町都市公園条例の一部改正について)
- 3) 第52号議案 (工事請負契約の締結について (くすのきプラザ空調設備改修工事))

府総発第1708号  
令和7年10月29日

府中町教育委員会

府中町長 寺尾 光司  
(総務課行政係)

付議事件に関する意見聴取について（協議）

令和7年第4回府中町議会臨時会に提出することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、貴委員会の意見を求める。

付議事件

- 1) 第50号議案（令和7年度府中町一般会計補正予算（第4号））
- 2) 第51号議案（府中町都市公園条例の一部改正について）
- 3) 第52号議案（工事請負契約の締結について（くすのきプラザ空調設備改修工事））

第 5 0 号 議 案  
令和 7 年 1 月 7 日 提出

令和 7 年度府中町一般会計補正予算（第 4 号）

令和 7 年度府中町の一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第 1 条 債務負担行為の追加は、「第 1 表 債務負担行為補正」による。

府 中 町 長　　寺 尾　光 司

第 1 表

債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
揚倉山健康運動公園施設公有財産購入費	令和7年度 令和9年度	千円 1,813,729
揚倉山健康運動公園管理運営委託料	令和7年度 令和28年度	484,037
小学校特別教室等空調設備設置工事設計業務委託料	令和7年度 令和8年度	25,716
中学校特別教室等空調設備設置工事設計業務委託料	令和7年度 令和8年度	9,320

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額  
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

追 加

事 项	限度額	前年度末までの 支出（見込）額		当該年度以降 の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			一般財源
		期 間	金 額	期 間	金 額	国県支出金	地方債	その他	
揚倉山健康運動公園施設公有財産 購入費	千円 1,813,729		千円	令和7年度 ↓ 令和9年度	千円 1,813,729	千円 897,802	千円 808,000		千円 107,927
揚倉山健康運動公園管理運営委託 料	484,037			令和7年度 ↓ 令和28年度	484,037			96,096	387,941
小学校特別教室等空調設備設置工 事設計業務委託料	25,716			令和7年度 ↓ 令和8年度	25,716		19,200		6,516
中学校特別教室等空調設備設置工 事設計業務委託料	9,320			令和7年度 ↓ 令和8年度	9,320		7,000		2,320

第 5 1 号 議 案  
令和 7 年 1 月 7 日 提出

府中町都市公園条例の一部改正について

府中町都市公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

府中町長 寺尾 光司

府中町都市公園条例の一部を改正する条例

府中町都市公園条例（昭和 44 年条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 16 条」を「第 16 条の 9」に改める。

第 15 条第 2 項第 2 号中「利由」を「利用」に改める。

第 2 章中第 16 条の次に次の 8 条を加える。

（指定管理者による管理）

第 16 条の 2 公園の管理は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の規定により公園の管理を指定管理者に行わせる場合における第 4 条、第 4 条の 2 、第 7 条、第 14 条、第 15 条、第 17 条第 6 号、第 7 号（第 4 条第 1 項若しくは第 3 項又は第 4 条の 2 第 1 項若しくは第 3 項の許可（以下この条、第 16 条の 5 、第 16 条の 7 及び第 16 条の 8 において「許可」という。）を受けた者が届け出る場合に限る。）及び第 8 号（許可を受けた者が届け出る場合に限る。）の規定の適用については、これらの規定中「町長」とあるのは、「指定管理者」とする。

（指定管理者の指定）

第 16 条の 3 町長は、前条の規定により指定管理者に公園の管理をさせようとするときは、別に定める方法により公募するものとする。ただし、公園の設置目的を効果的かつ効率的に達成できると認めるときは、この限りでない。

2 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書、事業計画書その他町長が必要と認める書面を添えて、当該指定について町長に申請しなければならない。

3 町長は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により、申請の内容を総合的に審査し、公園の指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て当該候補者を指定管理者として指定するものとする。

（1） 利用者の平等な利用が図られるものであること。

（2） 事業計画書の内容が、公園施設の効用を最大限に発揮することができるものであ

ること及び管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

- (3) 事業計画書に沿った公園の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているものであること。

4 町長は、指定管理者を指定したときは、その旨を告示するものとする。指定管理者の指定を取り消し、又は管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも、同様とする。

(個人情報の安全管理及び秘密保持義務)

第16条の4 指定管理者若しくは指定管理の業務に従事している者（以下この条において「従事者」という。）又は指定管理者若しくは従事者であった者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条第2項の規定により準用する同条第1項の規定により指定管理者が公の施設の管理の業務を行う場合における個人情報（同法第2条第1項に規定する個人情報をいう。）の取扱いについて講ずる安全管理措置を確実に実施するとともに、指定管理の業務に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第16条の5 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第4条第1項又は第3項の許可に関する事（第17条第7号及び第8号の届出に関する事を含む）。
- (2) 第4条の2第1項又は第3項の許可に関する事（第17条第7号及び第8号の届出に関する事を含む）。
- (3) 第7条の公園の利用の禁止及び制限に関する事。
- (4) 第14条の保証人に関する事。
- (5) 第15条の公園を利用する者の監督処分に関する事（第17条第6号の届出に関する事を含む）。
- (6) 許可を受けた者が納付する利用料金（以下「利用料金」という。）の收受に関する事。
- (7) 公園の維持管理に関する事。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める業務

(指定の取消し等)

第16条の6 町長は、指定管理者が指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、町長はその賠償の責めを負わない。

(利用料金)

第16条の7 第16条の2第1項の規定により公園の管理を指定管理者に行わせる場合にあっては、許可を受けた者は、指定管理者に対し、利用料金を納付しなければならない。

- 2 利用料金の額は、別表第1及び別表第2に定める額の範囲内において、指定管理者が町長の承認を得て定める。
- 3 利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとする。
- 4 利用料金は前納とする。ただし、指定管理者が特に納期を定めたときはこの限りでない。

(利用料金の減免)

第16条の8 指定管理者は、許可を受けた者の責めに帰さない理由により当該許可に係る行為又は公園の利用ができない場合その他町長が必要と認める場合においては、利用料金の全部又は一部を減免することができる。

(利用料金の不還付)

第16条の9 既納の利用料金は還付しない。ただし、前条の場合その他町長が相当の理由があると認める場合は、この限りでない。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第2条、第11条、第16条の7関係)

公園	特別公園施設	単位	使用料
空城山公園	多目的広場	1時間につき	1,020円
揚倉山健康運動公園 (上段)	多目的広場 テニスコート	1時間につき 1面1時間につき	3,000円 680円
北エリア (下段)	多目的広場 テニスコート クラブハウス	1時間につき 1面1時間につき 1平方メートル1年につき	3,000円 680円 建物の適正な評価額に100分の10を乗じて得た額に、使用する土地の適正な評価額に100分の2を乗じて得た額を加

			算した額。ただし、これにより難いものについては、別に町長が定める額
--	--	--	-----------------------------------

## 備考

- 1 使用料の額が年額により定められている場合において、使用期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは、日割をもって計算し、なお1日未満の端数があるときは1日として計算する。この場合において、算定した額に1円未満の端数があるときは、その端数の額は切り捨てる。
  - 2 揚倉山健康運動公園の多目的広場を区分してその2分の1を使用する場合の使用料の額は、この表に定める額の2分の1の額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
  - 3 照明施設のある公園において、当該照明器を使用する場合は、電気設備の消費する電力量に使用時間を乗じて得た電力使用料を基準とした額を徴収する。
  - 4 クラブハウスの使用に要する電気料金、水道料金、ガス料金及び通信費は、全て使用者の負担とする。
  - 5 次に掲げる場合の使用料の額は、この表に定める額の1.5倍に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
    - (1) プロスポーツチーム又はその下部組織が揚倉山健康運動公園の特別公園施設（クラブハウスを除く。以下「特定施設」という。）を使用する場合
    - (2) 特定施設を営利又は宣伝を目的として使用する場合
  - 6 小人（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。以下同じ。）が特定施設を使用する場合の使用料の額は、この表に定める額の2分の1の額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、小人と小人以外の者が共同で使用する場合は、この限りでない。
- 別表第2中「第11条」を「第11条、第16条の7」に改める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、令和10年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第1の規定は、令和10年4月1日以後に特別公園施設を使用する者に係る使用料について適用する。

## 提 案 理 由

都市公園に指定管理者制度を導入し、揚倉山健康運動公園の使用料を見直すため、条例の一部を改正するもの。

## 根 拠 法 令

### 地方自治法

(分担金等に関する規制及び罰則)

第228条第1項 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。この場合において、手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下本項において「標準事務」という。）について手数料を徴収する場合においては、当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるものにつき、政令で定める金額の手数料を徴収することを標準として条例を定めなければならない。

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2第3項 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

府中町都市公園条例新旧対照表

現 行	改 正 後
目次	目次
第1章 [略]	第1章 [略]
第2章 公園の管理（第4条—第16条）	第2章 公園の管理（第4条—第16条の9）
第3章・第4章 [略]	第3章・第4章 [略]
附則	附則
第1条～第14条 [略]	第1条～第14条 [略]
第15条 [略]	第15条 [略]
2 [略]	2 [略]
(1) [略]	(1) [略]
(2) 公園の保全又は公衆の公園の <u>利由</u> に著しい支障が生じた場合	(2) 公園の保全又は公衆の公園の <u>利用</u> に著しい支障が生じた場合
(3) [略]	(3) [略] <u>(指定管理者による管理)</u>
	<u>第16条の2 公園の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。</u>
	<u>2 前項の規定により公園の管理を指定管理者に行わせる場合における第4条、第4条の2、第7条、第14条、第15条、第17条第6号、第7号（第4条第1項若しくは第3項又は第4条の2第1項若しくは第3項の許可（以下この条、第16条の5、第16条の7及び第16条の8において「許可」という。）を受けた者が届け出る場合に限る。）及び第8号（許可を受けた者が届け出る場合に限る。）の規定の適用については、これらの規定中「町長」とあるのは、「指定管理者」とする。</u>
	<u>(指定管理者の指定)</u>
	<u>第16条の3 町長は、前条の規定により指定管理者に公園の管理をさせようとするときは、別に定める方法により公募するものとする。ただし、公園の設置目的を効果的かつ効率的に達成できると認めるときは、この限りでない。</u>

現 行	改 正 後
	<p>2 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書、事業計画書その他町長が必要と認める書面を添えて、当該指定について町長に申請しなければならない。</p> <p>3 町長は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により、申請の内容を総合的に審査し、公園の指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て当該候補者を指定管理者として指定するものとする。</p> <p>(1) 利用者の平等な利用が図られるものであること。</p> <p>(2) 事業計画書の内容が、公園施設の効用を最大限に發揮することができるものであること及び管理に係る経費の縮減が図られるものであること。</p> <p>(3) 事業計画書に沿った公園の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているものであること。</p> <p>4 町長は、指定管理者を指定したときは、その旨を告示するものとする。指定管理者の指定を取り消し、又は管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも、同様とする。</p> <p>(個人情報の安全管理及び秘密保持義務)</p> <p>第16条の4 指定管理者若しくは指定管理の業務に従事している者（以下この条において「従事者」という。）又は指定管理者若しくは従事者であった者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条第2項の規定により準用する同条第1項の規定により指定管理者が公の施設の管理の業務を行う場合における個人情報（同法第2条第1項に規定する個人情報をいう。）の取扱いについて講ずる安全管理措置を確実に実施するとともに、指定管理の業務に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。</p> <p>(指定管理者が行う業務の範囲)</p> <p>第16条の5 指定管理者が行う業務の範囲</p>

現 行	改 正 後
	<p>は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) <u>第4条第1項又は第3項の許可に関すること（第17条第7号及び第8号の届出に関することを含む）。</u></p> <p>(2) <u>第4条の2第1項又は第3項の許可に関すること（第17条第7号及び第8号の届出に関することを含む）。</u></p> <p>(3) <u>第7条の公園の利用の禁止及び制限に関すること。</u></p> <p>(4) <u>第14条の保証人に関すること。</u></p> <p>(5) <u>第15条の公園を利用する者の監督処分に関すること（第17条第6号の届出に関することを含む）。</u></p> <p>(6) <u>許可を受けた者が納付する利用料金（以下「利用料金」という。）の収受に関すること。</u></p> <p>(7) <u>公園の維持管理に関すること。</u></p> <p>(8) <u>前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める業務</u>  <u>（指定の取消し等）</u></p>
	<p><u>第16条の6 町長は、指定管理者が指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。</u></p>
	<p><u>2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、町長はその賠償の責めを負わない。</u></p> <p><u>（利用料金）</u></p>
	<p><u>第16条の7 第16条の2第1項の規定により公園の管理を指定管理者に行わせる場合にあっては、許可を受けた者は、指定管理者に対し、利用料金を納付しなければならない。</u></p> <p><u>2 利用料金の額は、別表第1及び別表第2に</u></p>

現 行	改 正 後																																																
	<p><u>定める額の範囲内において、指定管理者が町長の承認を得て定める。</u></p> <p><u>3 利用料金は、指定管理者の収入として收受させるものとする。</u></p> <p><u>4 利用料金は前納とする。ただし、指定管理者が特に納期を定めたときはこの限りでない。</u></p> <p><u>(利用料金の減免)</u></p> <p><u>第16条の8 指定管理者は、許可を受けた者の責めに帰さない理由により当該許可に係る行為又は公園の利用ができない場合その他町長が必要と認める場合においては、利用料金の全部又は一部を減免することができる。</u></p> <p><u>(利用料金の不還付)</u></p> <p><u>第16条の9 既納の利用料金は還付しない。</u></p> <p><u>ただし、前条の場合その他町長が相当の理由があると認める場合は、この限りでない。</u></p>																																																
第17条～第22条 [略]	第17条～第22条 [略]																																																
附則 [略]	附則 [略]																																																
別表第1 (第2条、第11条関係)	別表第1 (第2条、第11条、第16条の7関係)																																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>公園</th><th>特別公園施設</th><th>単位</th><th>使用料</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>空城山公園</td><td>多目的広場</td><td>1時間</td><td>1,020円</td></tr> <tr> <td>揚倉山南エリア</td><td>多目的広場</td><td>1時間</td><td>2,240円</td></tr> <tr> <td>健康運 (上段)</td><td>テニスコート</td><td>1面・1時間</td><td>510円</td></tr> <tr> <td>動公園</td><td>北エリア</td><td>多目的広場</td><td>1時間</td></tr> <tr> <td></td><td>(下段)</td><td></td><td>1,630円</td></tr> </tbody> </table>	公園	特別公園施設	単位	使用料	空城山公園	多目的広場	1時間	1,020円	揚倉山南エリア	多目的広場	1時間	2,240円	健康運 (上段)	テニスコート	1面・1時間	510円	動公園	北エリア	多目的広場	1時間		(下段)		1,630円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>公園</th><th>特別公園施設</th><th>単位</th><th>使用料</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>空城山公園</td><td>多目的広場</td><td>1時間</td><td>1,020円</td></tr> <tr> <td>揚倉山南エリア</td><td>多目的広場</td><td>1時間</td><td>3,000円</td></tr> <tr> <td>健康運 (上段)</td><td>テニスコート</td><td>1面1時間</td><td>680円</td></tr> <tr> <td>動公園</td><td>北エリア</td><td>多目的広場</td><td>1時間</td></tr> <tr> <td></td><td>(下段)</td><td></td><td>3,000円</td></tr> </tbody> </table>	公園	特別公園施設	単位	使用料	空城山公園	多目的広場	1時間	1,020円	揚倉山南エリア	多目的広場	1時間	3,000円	健康運 (上段)	テニスコート	1面1時間	680円	動公園	北エリア	多目的広場	1時間		(下段)		3,000円
公園	特別公園施設	単位	使用料																																														
空城山公園	多目的広場	1時間	1,020円																																														
揚倉山南エリア	多目的広場	1時間	2,240円																																														
健康運 (上段)	テニスコート	1面・1時間	510円																																														
動公園	北エリア	多目的広場	1時間																																														
	(下段)		1,630円																																														
公園	特別公園施設	単位	使用料																																														
空城山公園	多目的広場	1時間	1,020円																																														
揚倉山南エリア	多目的広場	1時間	3,000円																																														
健康運 (上段)	テニスコート	1面1時間	680円																																														
動公園	北エリア	多目的広場	1時間																																														
	(下段)		3,000円																																														
備考																																																	

現 行	改 正 後																																																																														
<p>1 <u>揚倉山健康運動公園の多目的広場を区分してその 2 分の 1 を使用する場合の使用料の額は、この表に定める額の 2 分の 1 の額（その額に 10 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。</u></p> <p>2 <u>照明施設のある公園において、当該照明器を使用する場合は、電気設備の消費する電力量に使用時間を乗じて得た電力使用料を基準とした額を徴収する。</u></p>	<table border="1"> <tr> <td>テニス</td><td>1 面 1</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>コート</td><td>時間に</td><td></td><td></td><td>680 円</td></tr> <tr> <td></td><td>つき</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>クラブ</td><td>1 平方</td><td>建物の適正な評</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>ハウス</td><td>メート</td><td>価額に 100 分</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>ル 1 年</td><td>の 10 を乗じて</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>につき</td><td>得た額に、使用</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>する土地の適正</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>な評価額に 10</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>0 分の 2 を乗じ</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>て得た額を加算</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>した額。ただし、これにより</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>難いものについ</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>ては、別に町長</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>が定める額</td><td></td><td></td></tr> </table>				テニス	1 面 1				コート	時間に			680 円		つき				クラブ	1 平方	建物の適正な評			ハウス	メート	価額に 100 分				ル 1 年	の 10 を乗じて				につき	得た額に、使用					する土地の適正					な評価額に 10					0 分の 2 を乗じ					て得た額を加算					した額。ただし、これにより					難いものについ					ては、別に町長					が定める額		
テニス	1 面 1																																																																														
コート	時間に			680 円																																																																											
	つき																																																																														
クラブ	1 平方	建物の適正な評																																																																													
ハウス	メート	価額に 100 分																																																																													
	ル 1 年	の 10 を乗じて																																																																													
	につき	得た額に、使用																																																																													
		する土地の適正																																																																													
		な評価額に 10																																																																													
		0 分の 2 を乗じ																																																																													
		て得た額を加算																																																																													
		した額。ただし、これにより																																																																													
		難いものについ																																																																													
		ては、別に町長																																																																													
		が定める額																																																																													
	<p><u>備考</u></p> <p>1 <u>使用料の額が年額により定められている場合において、使用期間が 1 年未満であるとき、又はその期間に 1 年未満の端数があるときは、日割をもって計算し、なお 1 日未満の端数があるときは 1 日として計算する。この場合において、算定した額に 1 円未満の端数があるときは、その端数の額は切り捨てる。</u></p> <p>2 <u>揚倉山健康運動公園の多目的広場を区分してその 2 分の 1 を使用する場合の使用料の額は、この表に定める額の 2 分の 1 の額（その額に 10 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。</u></p> <p>3 <u>照明施設のある公園において、当該照明器を使用する場合は、電気設備の消費する</u></p>																																																																														

現 行	改 正 後
	<p><u>電力量に使用時間に乗じて得た電力使用料を基準とした額を徴収する。</u></p> <p><u>4 クラブハウスの使用に要する電気料金、水道料金、ガス料金及び通信費は、全て使用者の負担とする。</u></p> <p><u>5 次に掲げる場合の使用料の額は、この表に定める額の 1.5 倍に相当する額（その額に 10 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。</u></p> <p>（1）<u>プロスポーツチーム又はその下部組織が揚倉山健康運動公園の特別公園施設（クラブハウスを除く。以下「特定施設」という。）を使用する場合</u></p> <p>（2）<u>特定施設を営利又は宣伝を目的として使用する場合</u></p> <p><u>6 小人（18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者をいう。以下同じ。）が特定施設を使用する場合の使用料の額は、この表に定める額の 2 分の 1 の額（その額に 10 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、小人と小人以外の者が共同で使用する場合は、この限りでない。</u></p>
別表第 2（第 11 条関係） [略]	別表第 2（第 11 条、第 16 条の 7 関係） [略]
別表第 3 [略]	別表第 3 [略]

## 府中町都市公園条例の一部改正について

## 1 改正の趣旨

都市公園に指定管理者制度を導入し、揚倉山健康運動公園の使用料を見直すため、条例の一部を改正するもの。

## 2 改正事項の概要

## (1) 指定管理者による管理（第16条の2・第16条の3）

都市公園の管理を指定管理者に行わせることができるようにし、その指定の手続について規定する。

## (2) 指定管理者が行う業務の範囲（第16条の5）

指定管理者が行う業務の範囲は、特別公園施設等の利用の許可、公園の利用の禁止及び制限、利用料金の収受、公園の維持管理等とする。

## (3) 利用料金の収受等（第16条の7～第16条の9）

利用料金は指定管理者の収入とし、利用料金の額は別表第1及び別表第2で定める使用料の額の範囲内において指定管理者が町長の承認を得て定める。

## (4) 揚倉山健康運動公園の使用料の改定（別表第1）

揚倉山健康運動公園の北エリア（下段）の特別公園施設にテニスコートとクラブハウスを追加するとともに、使用料を次のとおり改定する。

公園	特別公園施設	単位	使用料		
			現行	改正後	差額
揚倉山健康運動公園	南エリア (上段)	多目的広場	1時間	2,240円	3,000円
		テニスコート	1面・ 1時間	510円	680円
	北エリア (下段)	多目的広場	1時間	1,630円	3,000円
		テニスコート	1面・ 1時間	—	680円
		クラブハウス	1m <sup>2</sup> ・ 1年	建物の適正な評 価額に100分 の10を乗じて 得た額に、使用 する土地の適正 な評価額に10 0分の2を乗じ て得た額を加算 した額	—

(5) 使用料の額の特例（別表第1備考）

揚倉山健康運動公園の特別公園施設（クラブハウスを除く。）の使用料の額について次のとおり特例を設ける。

- ア プロスポーツチーム又はその下部組織が使用する場合 1. 5倍
- イ 営利又は宣伝を目的として使用する場合 1. 5倍
- ウ 小人（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）が使用する場合 2分の1

3 施行期日等

(1) 施行期日

公布の日。ただし、(4) 及び (5) は、令和10年4月1日から施行する。

(2) 経過措置

改正後の使用料は、令和10年4月1日以後に特別公園施設を使用する者について適用する。

第 5 2 号 議 案  
令和 7 年 1 1 月 7 日 提出

工事請負契約の締結について

次の工事の契約を締結することについて、議会の議決に附すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和 39 年条例第 25 号)第 2 条の規定により議会の議決を求める。

府中町長 寺尾 光司

工 事 名	くすのきプラザ空調設備改修工事
工 事 場 所	府中町本町一丁目 10 番 15 号
請 負 金 額	金 81,180,000 円
請 負 人	広島県広島市安佐北区上深川町 244 番地 1 ダン環境設備 株式会社

## 提 案 理 由

地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により条例で定める契約を締結するため。

## 建設工事契約概要

工事名	工事・業務番号 くすのきプラザ空調設備改修工事 (2025000267)		
場所	府中町本町一丁目10番15号		
工事種別	管	契約方法	指名競争入札
現場説明	令和7年9月30日	入札執行	令和7年10月16日
予算額	金87,813,000円	契約金額	金81,180,000円
契約相手方	ダン環境設備（株） (広島県広島市安佐北区上深川町244番地1)		
契約日	令和7年10月17日（仮契約）		
工期	議会の議決のあった日の翌日 から 令和8年7月31日 まで		
工事概要	くすのきプラザ空調の中央熱源機器2つのうち、停止して空調能力の低下を招いている1つ（氷蓄熱ユニット）について、電気式ヒートポンプユニットへ改修する。その他、関連する一部の冷温水ポンプや配管設備、電気設備等も併せて改修する。		

## 指名業者の経営規模等

指名業者	資本金 (千円)	営業年数 (年)
（株）中電工	3,481,905	75
（株）三共冷熱	40,000	52
（株）三冷社	300,000	67
東洋熱工業（株）	1,010,000	75
ダイダン（株）	4,479,725	75
（株）大方工業所	48,300	75
ダン環境設備（株）	20,000	36
山陽空調工業（株）	40,000	52
（株）高原設備工務店	29,000	59
（株）キリタ	48,000	70
旭調温工業（株）	20,000	65
（株）日立ビルシステム	5,105,091	68

## 入札結果表

年度	令和 7年度
発注機関	府中町財務部 財政課
案件名	くすのきプラザ空調設備改修工事
路河川地区名	—
開札日	令和 7年10月16日 10時34分
予定価格(税抜)	79,560,000円
落札者の決定方法の特例	最低制限価格制度
落札方式	価格競争

業者名	入札金額(税抜)					摘要
	第1回	第2回	第3回			
ダン環境設備(株)	73,800,000円	—	—	—	—	落札
(株)日立ビルシステム	76,000,000円	—	—	—	—	
旭調温工業(株)	—	—	—	—	—	辞退
(株)大方工業所	—	—	—	—	—	辞退
(株)キリタ	—	—	—	—	—	辞退
(株)三共冷熱	—	—	—	—	—	辞退
山陽空調工業(株)	—	—	—	—	—	辞退
(株)三冷社	—	—	—	—	—	辞退
(株)高原設備工務店	—	—	—	—	—	辞退
ダイダン(株)	—	—	—	—	—	辞退
(株)中電工	—	—	—	—	—	辞退
東洋熱工業(株)	—	—	—	—	—	辞退

上記の結果は、以下のとおりです

( 1 ) 業者名  
ダン環境設備(株)( 2 ) 落札額 ( 税抜 ) ¥73,800,000  
( 税込 ) ¥81,180,000 うち消費税及び地方消費税相当額 ¥7,380,000( 3 ) 予定価格 ( 税抜 ) ¥79,560,000  
( 税込 ) ¥87,516,000 うち消費税及び地方消費税相当額 ¥7,956,000( 4 ) 最低制限価格 ( 税抜 ) ¥73,195,200  
( 税込 ) ¥80,514,720 うち消費税及び地方消費税相当額 ¥7,319,520

執行者氏名 桑原強

立会者氏名 増田康洋 土井賢二 平賀友依

## くすのきプラザ空調設備改修工事 工事概要説明書

工事場所：府中町本町一丁目10番15号（安芸府中生涯学習センターくすのきプラザ）

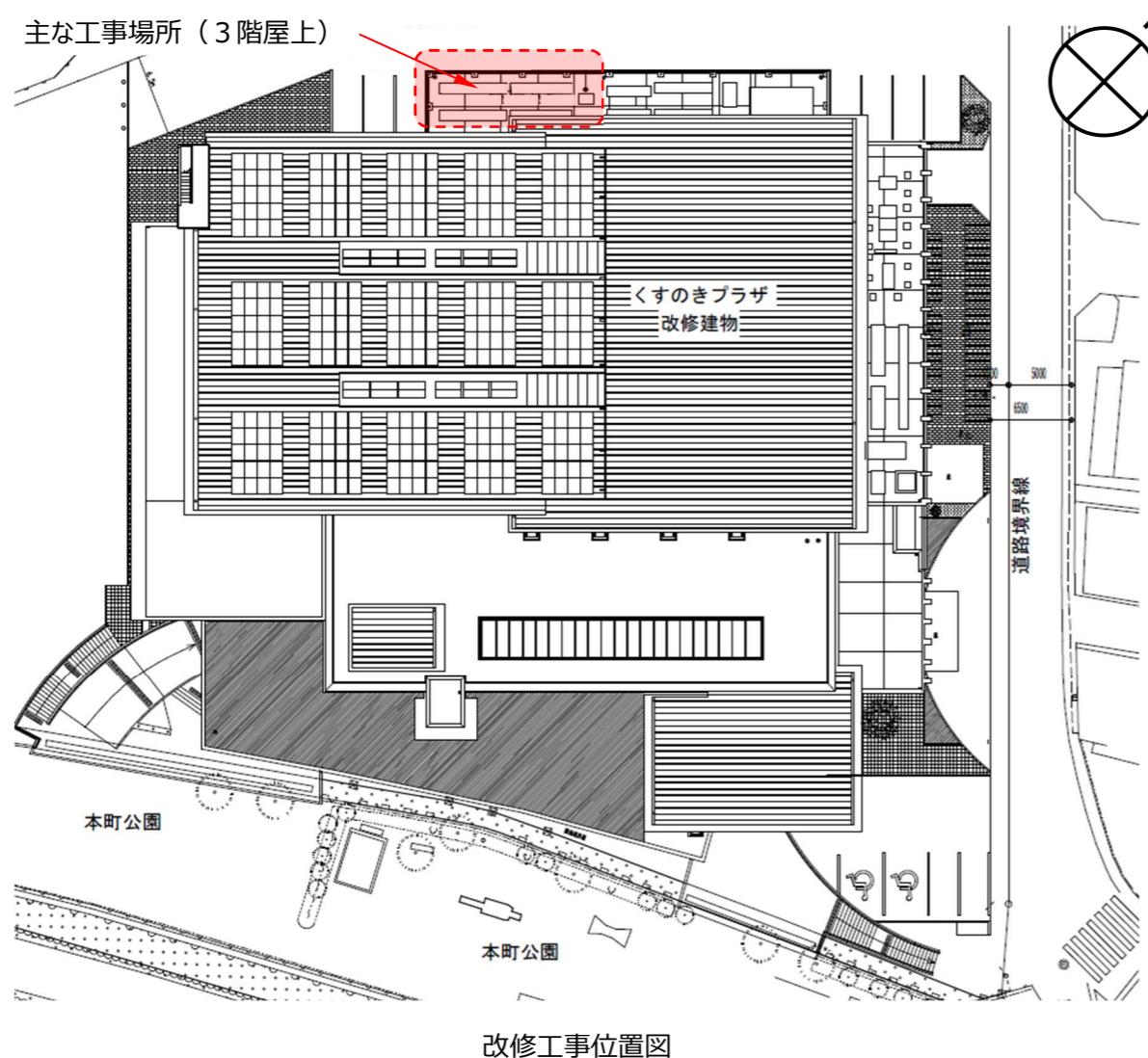
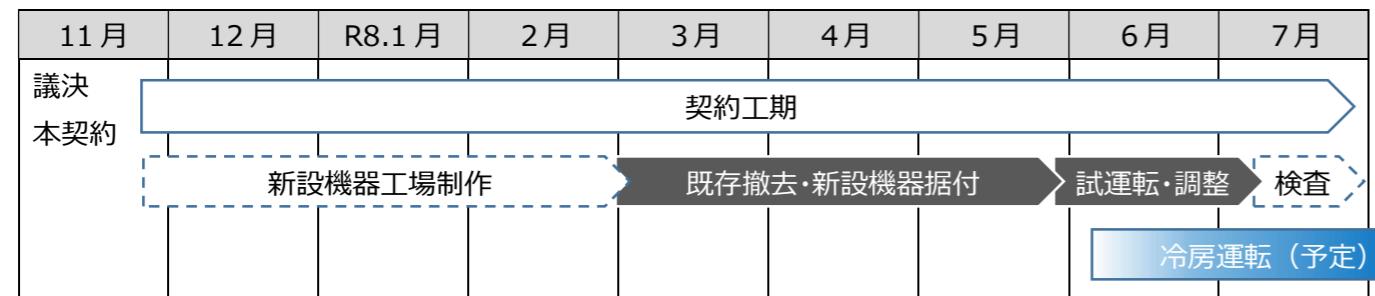
工事対象：建物全体の空調を行うための中央熱源機器（2系統のうち、1系統の改修）

工事概要：現在運転停止中の氷蓄熱ユニットを撤去し、電気式のヒートポンプユニットへ改修

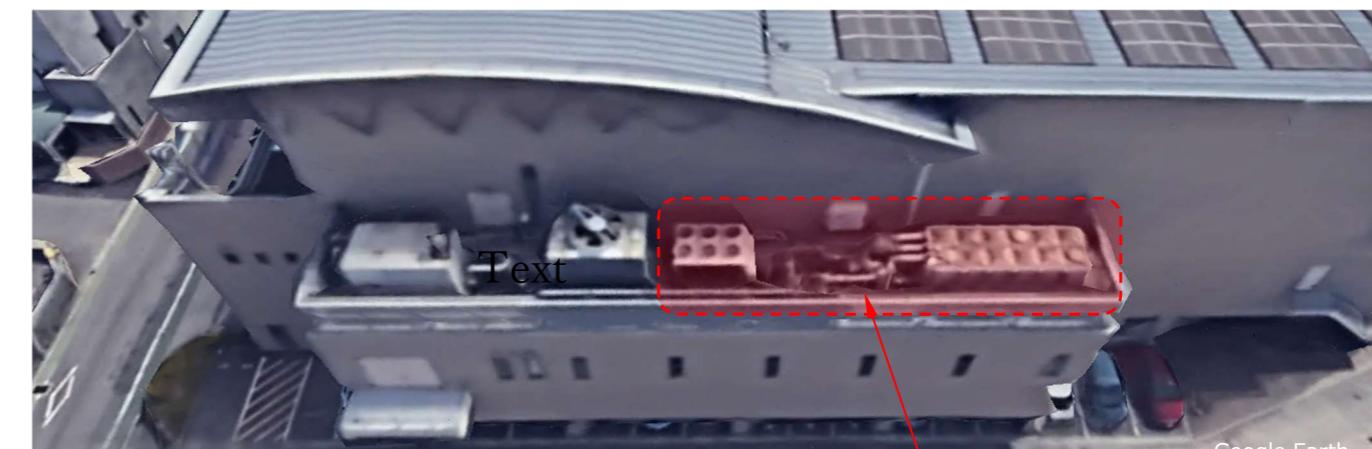
主要工種：空調設備工事（熱源改修）

工 期：議会の議決のあった日の翌日 から 令和8年7月31日 まで

工事工程（概要）



(上空写真)



今回撤去する氷蓄熱ユニット (ICH-1)



(熱源機)



(蓄熱槽)

新設熱源機器表（既存熱源の撤去スペースに新設）

記号	機器名	仕様	台数
R-1	空気熱源 ヒートポンプユニット	型式：モジュール形 公共建築工事標準仕様 高調波対策機、進相コンデンサー組込、圧縮機インバーター制御対応機 冷却能力：150kW(冷水温度 12-7°C) (冷却消費電力 42.7kW) 加熱能力：150kW(温水温度 40-45°C) (加熱消費電力 39.6kW) 冷水流量：25.8m³/h 温水流量：25.8m³/h 冷媒：R32	3

※その他、熱源機器改修に関する一部のポンプ設備や配管設備、電源の改修もあわせて行います。